

Title	縁切寺としての上州満徳寺：内済示談の事例を中心に
Sub Title	A study on 'temple for divorce', in case of Mantokuji in Joshu
Author	田中, 実(Tanaka, Minoru)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1969
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.42, No.3 (1969. 3) ,p.11- 62
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	小池・今泉教授退職記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19690315-0011

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

縁切寺としての上州満徳寺

—内済示談の事例を中心に—

田 中 実

一 序 説

二 上州満徳寺の由来

三 縁切寺としての機能

四 内済示談の事例

五 結 語

あとがき

一 序 説

一 わが国において、縁切寺として著名なものは、鎌倉東慶寺と上州満徳寺との二つである。ところが、東慶寺については、既にたいへん詳しい研究がなされているにもかかわらず、満徳寺についての研究は、あまり行届いてはいないようである。満徳寺関係で、まとまつた研究としては、わずかに故穂積重遠博士・「離縁状と縁切寺」と、最近公刊された五十嵐富

夫氏・「縁切寺の研究」とがあるにすぎない。

前者は、原資料を相当に詳しく引用して、縁切寺としての機能の概要を巧みに浮び上らせたものであるが、既に絶版になつて久しく、今日では、古本市場でも容易に入手し難い。後者は、縁切寺としての面ばかりでなく、寺の経済や興亡の歴史にまで説き及んで、満徳寺の全容を明らかにした貴重なものであるが、惜しいことに、資料をかなりカットして使つており、また縁切寺としての満徳寺の性格づけについて、格別の新しい検討が加えられた跡はみられず、どうしても物足りない感じがしてならない。

そこで、この度の機会に、私自身が満徳寺について調査・研究したところを公表してみたいと思う。もつとも、法史を専門としない私にとつて、古い記録や文書は、なかなか扱いにくいものであり、したがつて、資料の取扱い方に、あるいは誤つているところも絶無ではあるまい。ずいぶん努めたつもりではあるけれども、どうしても判読できない箇所も、いくつが出てきてしまった。これらの点については、識者のご示教を得ることができれば、幸いである。

二 満徳寺は、明治五年に廃寺になつたものである。その最後の住職・第一二世智本尼が還俗して、中興開山といわれる俊澄尼の俗姓「浅井」を用いて浅井氏と名乗つたことは、しばしば指摘されているとおりである。当時の寺役人・鈴木小兵衛の子がその養子となつたが、この人が穂積博士に実情を語つて研究の便宜を提供された浅井鉄五郎氏である。

現在、この浅井鉄五郎氏の曾孫に当られる齒科医・川越氏(境町在住)の手許に、満徳寺関係の古文書類の資料が残されている。調査のために私が伺つたときは、先代の川越康雄氏がまだご存命中で、中風にかかられた不自由な身体をわざわざ運んでこられ、その昔、穂積博士が人力車に乗つて出向かれたときの思い出話など、いろいろ聞かせてくださった。

三 満徳寺関係の資料について、石井良助教授は、穂積博士による調査の後に散逸してしまつたかのように述べておられるが、⁽¹⁾実際はほとんどその当時のまま残されているので、何かの誤解かと思われる。

川越氏方に保管されている資料は、穂積博士のほか、前記の五十嵐氏や、かくれた篤志の研究者でいられる弁護士・上田四郎氏（富岡市在住）等しか調査されないようであるが、貴重なものを保管していることで、同氏方ではむしろ若干の迷惑を感じておられる風でもあった。

ただ、私の見た限りでも、かつて穂積博士の引用された資料で、既に行方不明になつているものがあり、やはりしだいに散逸してゆくことは、避けられないようである。群馬県の文化財保護委員会や境町当局によつて多少の施策は出されている由であるが、何らかの形で資料の保存をはかるよう、なるべく積極的な方法をとるべきではないかと思われる。穂積博士や五十嵐氏の研究のなかに多くの資料が出てくるにもかかわらず、なお煩をいとわず、私が本稿になるべく完全な形で資料を引用するのは、ひとつには資料を活字で保存しておきたいからでもある。

満徳寺関係の資料としては、右の川越氏の保管にかかる古文書類が主要なものであるが、そのほかにも、上田弁護士・金子規矩雄氏（群馬県文化財専門委員）等の集められたものや、松井田町の関根平蔵氏宅（通称「お東さま」）に伝わるものなどもある。可能な限り、本稿に引用しておく。これらの方々からは、貴重な資料の利用を許されたばかりでなく、いろいろ適切なご注意もいただくことができた。心からお礼を申しあげるといふのである。

なお、この調査研究にあつては、もと私のゼミナールに所属していた学生・岩崎昭君（現在、新電元株式会社勤務）の貴重な協力を得たほか、とくに本稿の執筆については、資料の筆写や整理のために、戸板女子短大講師の名取永子さんがたいへん有益な努力をしてくださった。それがなかつたら、この夏以来の学園紛争の最中に本稿を完成することはできなかったであろう。ここに特記して、あつく謝意を表する。

(1) 石井良助・『江戸の離婚』三頁参照。

二 上州満徳寺の由来

四 江戸時代の婚姻史ないし離婚史と縁切寺の地位については、別に専門家の研究があるので、⁽¹⁾ここには述べない。満徳寺は、関係資料によると、しばしば「時宗一本寺尼寺御所満徳寺」と書かれている。一本寺というのは、独立した寺という意味で、したがって満徳寺には、本山もなければ、末寺もないことになっている。⁽²⁾御所という尊称を用いているのは、徳川將軍の太祖義季公の姫君の創建にかかるという由来と寺格の高さを示したものである。時には、「徳川山満徳寺」とか「御位牌所徳川満徳寺」とかされていることもある。

(1) 石井・前掲書のほか、「縁切寺―東慶寺の場合―」(法協七六巻四号、七七巻一号、四号)、『江戸時代漫筆』等参照。
(2) 五十嵐・前掲三三―二四頁参照。

五 満徳寺のぞくしている「時宗」というのは、建治二年(一二七六年)、浄土宗の流れを受けた智真(一遍、一二三九―一二八九)によつて開かれた一宗派である。その宗義は、浄土三部経のなかの、特に阿弥陀経によつて立てられているが、同経の「臨命終時」の文により、平生を臨終と心得て念仏するという宗旨にもとづいて「時宗」の名が出ている。

開祖の行跡にならつて、全国を集团的に遊行し布教するので、別名「遊行宗」ともよばれる。智真の亡くなつたのち、第二世他阿が宗規を確立し、第五世安国のときに、神奈川県藤沢の清浄光寺(遊行寺)をもつて時宗の本山としたが、このことから、のちになつて満徳寺が清浄光寺の末寺であるかのような誤解が生まれたらしい。

寛永一〇年(一六三三年)および延享三年(一七四六年)に行なわれた諸宗の本末改めに際して、清浄光寺で出された末寺帳に、満徳寺をもつて清浄光寺の末寺であるとする記載がなされたことがある。この点については、満徳寺側より寺社奉行に調査方を申立て、けつきよく満徳寺が清浄光寺の末寺にぞくさぬ一本寺であることが確認されている。⁽³⁾

(3) 五十嵐・前掲三一二五頁参照。

六 現存の資料で、縁切寺としての満徳寺の由来を知るには、文化五年（一八〇八年）に出された寺法申立書⁽⁴⁾によつてみるのが、最も便宜である。その内容は、つぎのとおりである。

上州徳川満徳寺寺之法之儀に付書付

乍恐以書付奉申上候

一、尼寺御所徳川満徳寺の儀は御当家御先祖様重御由緒被為在候に付天正十九年卯年十一月東照宮様御直筆御書判を以徳川郷之内高百石如先規御寄附被成下候満徳寺開山浄念尼公と奉申候は徳川義季公御姫君義姫君と奉申候御発心被遊候而浄念尼公と奉申候浄院尼公は義季公御子新田頼氏公御姫君義御前と奉申御発心之後浄院尼公と奉申候依之中興開山前迄は新田家より代々相統御座候且尼寺欠入縁由緒之儀は開山より寺法に御座候而中興前迄は欠入候女尼に相成候然ル処乍恐台徳院様御姫君大阪從御城満徳寺江御入院被為遊御離縁之御趣意相立本多家江御再縁被為遊候尤御法号天樹院と御附被為遊候則御姫君様為御替刑部局江御任職被仰付中興開山俊澄上人と改名其御由緒を以從御城住職三代御相統に御座候依之欠入之女離縁之願為寺役任古例今に至り候而も其例相済来り候欠入女三箇年入寺禁足相慎候上髪を切夫方江遣し離縁状請取候儀は開山より元寺法に御座候離縁之上他江嫁候儀は天樹院様之御例を以再縁致来候寺院之儀は一年寛永十二丙子年御建立以来永代御修復所に被為仰付束之丸様御束礼に而奉造立大伽藍天樹院様為二世安楽御也仇源氏家光三代將軍御代上野国勢田郡満徳寺大願成就所と御座候大猷院様よりも御金御疊並御道具とも拝領仕候其節御船手向井將監殿江被仰付候殊更御代々様御尊牌被遊御預尤近代は御金子拝領奉造立候住持自身朝暮御回向奉申上候檀家沢而無御座全御回向並離縁寺役に勤来候難決之離縁に至り候而は時々御奉行所江申立御声掛を以為相済来り候例に御座候右之通御由緒略奉申上候以上

上州勢多郡新田庄徳川郷

御位牌所

尼寺時宗一本寺

徳川満徳寺

文化五辰年十二月

御奉行所

縁切寺としての上州満徳寺

(4) 徳川禁令考第五帙一一八頁、穂積・前掲および五十嵐・前掲にも引用されているが、後者では一部のみである。

七 右の文中にみえるように、満徳寺の開山である浄念尼公および浄院尼公は、義季公の姫君および義季公の御子新田頼氏公の姫君となつている。ここに義季公というのは、源氏の系統である新田氏の一族にぞくするものであるが、試みに、その系図をみると、次頁のようになつている。⁽⁵⁾

この系図で、義季が新田郷得川の地に分家し、得川(徳川)姓を名乗つたとされる。これら新田一族は、本家の系統である新田義貞の頃、周知のように、足利氏と覇を競い、けつきよく敗れて、多くは滅び、残るものは各地に隠れたが、有親と親氏の親子は、難を避けるため、時宗の僧となつて諸国を遍歴ののち、三河に住んだ。親氏は、さらに松平邑に移り、邑長・松平太郎左衛門の女婿となり、これより松平氏を称するようになった、といわれる。⁽⁶⁾

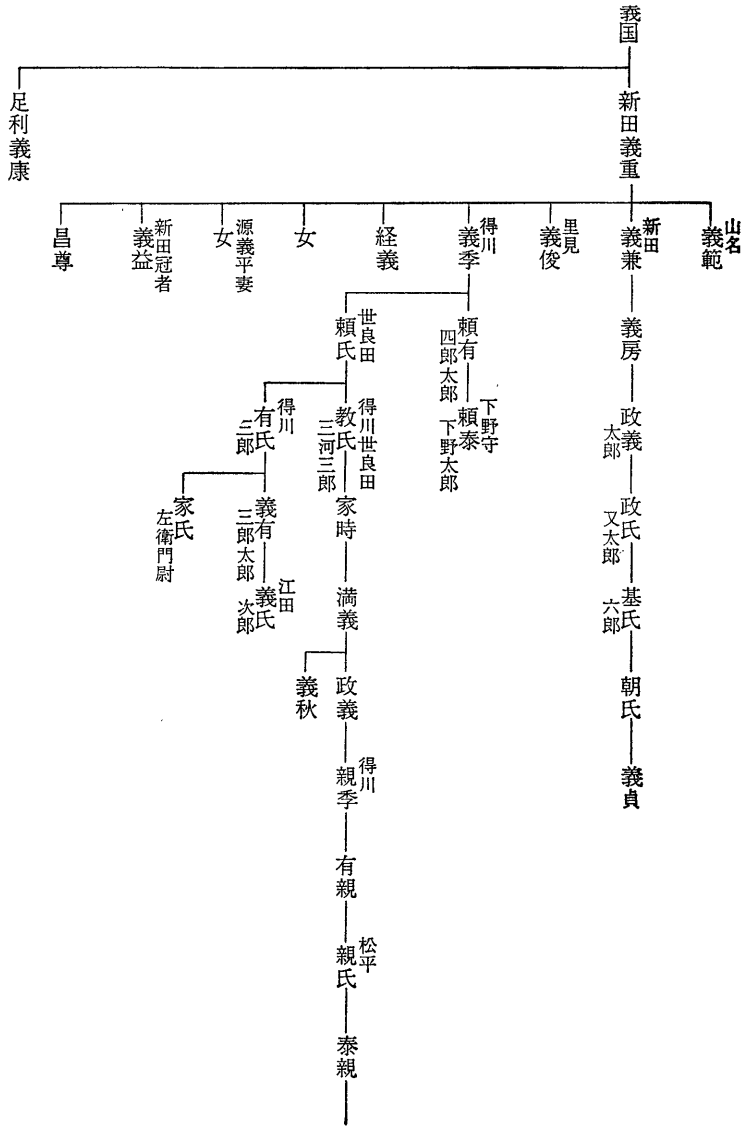
(5) 群馬県史一巻三四六頁、三五〇頁、三五一頁、五〇三頁参照。

(6) 同五七四―五七五頁参照。

八 次頁の系図にみられる親氏と、のちの徳川家康とが、どのように結びつくのかは、必ずしも詳かではない。それはともあれ、豊臣氏を打倒して天下を得た徳川氏にとつて、さらに名門の出であることを誇示できれば、たいへん都合がいいわけだ、たまたま上州に得川の地名があり、新田氏の有力な一族に得川氏のあるのが発見されたので、これを徳川と改め、あたかも自分が新田氏の流れをくむものであるかのように粉飾したのだともいわれているが、⁽⁷⁾おそらくこの推測は、相当程度まで当つているのかもしれない。

徳川氏が満徳寺を庇護して、朱印地を与えたりしているにもかかわらず、その額は必ずしも多くなく、実は単に位牌所として存立をみとめる程度に止めていたのも、そのためではあるまいか。

満徳寺に与えられた朱印地は、前出の文化五年・寺法申立書にみえるように一〇〇石であり、しばしば満徳寺と対比され



縁切寺としての上州満徳寺

鎌倉東慶寺の一・二貫三八〇文⁽⁸⁾とくらべて甚だしく劣つているし、寺格という点からも、東慶寺には及ぶべくもなかつたものと思われる。諸宗の本末改めの際に、清浄光寺の末寺と誤認されたのも、その程度の寺格と評価されていたのであろう。もつとも、先に指摘したように、満徳寺は「尼寺御所」という尊称を用いることもあり、この点は東慶寺が「松岡御所」と称するのと似てはいるけれども、時には、駈入事件の解決に寺社奉行の援助を借りなければならなかつたり、手続的なことで寺社奉行から注意されたり、また代官所と対立して主張を通すことができなかつたりしたようなこともあり、どうも徳川幕府からはあまり重要視されていなかつたのではないかと思われるところがある。

以上のような点については、別に資料を掲げて述べるつもりであるが、なお、満徳寺の中興にあつて、徳川千姫が秀頼——実質的には豊臣家——と縁を切つて本多家へ再縁するために、満徳寺の寺法を利用することになりながら、千姫自身は寺入りせずに、「御姫君様御替りとして」刑部局が入寺して住職をついだという奇妙な出来事があるのも、やはり、ある意味で満徳寺が軽視されていたことの一つの現われではあるまいか。

この刑部局は、浅井長政の娘であると伝えられており、現に過去帳にもそうなつてているが、この点について、穂積博士は、これを千姫の侍女だとみるところから、長政の娘というのは甚だ疑わしいとしておられる⁽¹⁰⁾。

系図でみると、浅井長政には娘が三人おり、一人は秀頼の母——つまり淀君であり、また一人は徳川秀忠の室となつたものである。したがつて、刑部局が同じく長政の娘であるとすれば、淀君らと姉妹の関係になり、また千姫には伯母にあたることになる。このような者が千姫の侍女になるはずはあるまいというのが、その理由である。

しかし、刑部局をもつて千姫の侍女とみるのは、実は誤りではあるまいか。浅井長政の三人の娘というのは、長女が淀君、三女が秀忠の室となつたものであり、その間の次女が京極若狭守高次の室となつてゐる。これが、のちの刑部局である。京極家は家康に重んじられていた関係もあつて、夫・高次の死亡後に、刑部局がとくに選ばれて満徳寺を再興し、併せ

て姪にあたる千姫の再縁のために一役つとめたというのが真相であつて、⁽¹¹⁾ おそらく千姫の侍女ではなかつたものと解するの
が正当であろう。

(7) 五十嵐・前掲一四頁参照。

(8) 貫高と石高との換算は、時代により、また地方によつても違つていたようで、正確なところは解らない。石井・『江戸の離婚』一一八頁によれば、「百貫が二十五石にあつたから、百十二貫三百八十文は約二百八十石になる」とされているが、この換算では計算が合わない。おそらくミス・プリントかとも思われるが、別に井上禅定・『駆入寺』六二頁によれば、「二十五貫文百石相当というから約四百五十石で……」となつてゐる。貫高と石高の換算で数字が反対におかれてゐるのは、何とも奇妙な感じである。試みに、手許の広辞苑に当つてみると、一貫が一〇石に相当するように書かれてゐる。これによれば、東慶寺の寺領は千石をこえる計算になつてしまふ。諸説の数字に開きがありすぎて、筆者としては迷うばかりであるが、いずれにしても、東慶寺の寺領と満徳寺のそれとの間に格段の差のあることは、たしかである。

(9) 満徳寺再興の事情については、五十嵐・前掲五〇頁以下に詳しい。

(10) 穂積・前掲二一五頁参照。

(11) 刑部局の身上について、五十嵐・前掲五四頁以下参照。刑部局が満徳寺の住職となり、寺入りしたといつても、実際には、江戸城内に起居してゐたことも多かつたらしい。ただし、墓碑は満徳寺跡の墓地内に残されてゐる。

九 つぎに、尼たちが満徳寺に寺入りしてゐるときの生活規範を示すとみられる資料があるので、紹介しよう。⁽¹²⁾ 惜しいことに、この資料は、前部が欠損してゐる上に、年号も記されていない。また、末尾の寺号が「徳川寺」となつてゐて、若干の疑問もなくはないけれども、満徳寺は、しばしば徳川(山)満徳寺とも書かれてゐるので、おそらく満徳寺のものとして推測してさしつかえないであろう。

満徳寺々々法

上根の者終日通夜念仏すせめて

六時の勤行誓受の日課へ自策

自勵して諸人におとらぬ様に

縁切寺としての上州満徳寺

勤修すへし

一 酒肉五辛の類すべて非法不浄の物
院内にかたく入べからず

一 実父若ハ小兒たり共院内に止宿せしめ
され又尼衆の輩僧所に宿せん事も
是になそらへて知るべしとひ無処

一 客人或ハ隣家懇意の人たり共日没
過なは男子たる人は軟語をもつて
所を述てさしもとすべし

一 一切要の事にあ良す人ハ猥に在家へ往
来すべからず単男の所江ハ猶更必伴
尼を具すべし若し具すべき伴尼

無時ハ賢く戒根を守り深く

口を慎ミ用事弁じ終羅ハ速に

去へし於自院にも同席に伴尼

なくしてハ男僧江法要の事たり

とも對話すへからす意さへ清浄なれハ

とて猥に長座乃雑談に及び他の

機嫌をかへり見ざるハ仏門宗旨の

大なる瑕瑾世去ながら実事な

きに他人の嫉ミに久美てそしらは

力不及如来猶十惱あれハナリ

一 邪命の因縁を以て活命すへからず

邪命とは在家にもを送り俗
人をきやう応し俗人の衣服を裁
縫ひ洗濯し或ハ医薬を調合し
粘細工針細工なとして価を之或ハ
男女の媒をするのるいたとひ追善の
為とて念仏誦經するにも聊利を
求むるに心阿らハ皆悉邪命食と
なりて三途乃業因となる深く恐れ
慎へし唯仏制に信遵して如法に正
命乞食すべし

一自の一分持戒なるを頼他乃無戒破戒
を輕しむへからず在家の男女の過失亦
雜談すへからず女人ハ分てこの過失
おふし心誓の殊にすへからず自身聊戒
品をたもちたり共宗の心行心誤る
事なかれたとひ何程の持戒者成共
破ニ見惑ニ故離ニ四惡趣ニ破ニ思惑ニ故
離ニ三界ニ生といへハ中く自己の戒徳ニ而
順次に凡人報ニかのふへからず況や並
並の持戒者をや只機者極重惡人なし
無他方使ひへり下り伝者只称弥陀得生
極樂と打任行ハいかにも勇猛にして上品
越缺すべし

一 勤行乃内深く慚愧心を生し或ハ睡

眠し或ハ悪事を思惟すへからず自に

はつるを慚と云他にはつるを愧と云又天に

は津るを慚といふ人にはつるを愧と云志かれハ

睡眠をハ人に恥悪惟をハ仏天に恥

又は己の心に恥へし・花嚴経に人生出

類といなや同時に俱生神有て両の

肩にさしその善悪を記録して天帝に

奏すといへり豈恐へきの甚鋪にあらすや

然を緩々としてねふり或は悪念を相続して

念仏のこへ断絶するに至るハ無慚無愧

徳奸盜なり深く恐るへし

一 僧尼連立て道を行き相共にさし相共

に雑談し相共に火炉を囲み或ハ楽に

髪を刺合灸をすへ合樂に垢をすり合

病に事寄て按摩を仕合或ハ戯談して

釈語に渡りなと一切浅嫌に及ぶ事

致へからず堅く是を慎むへし

一 在家の別時念仏官寺の通夜念

仏或ハ開帳神事濃場たりと母

男女群集の所江ハ堅く行へからず

又たとひ説法の席たり共選択集及

し伝に達する勸化ならば他門の知識ハ

申に及はず一宗の学廻たり共信用す

へからず只声をはけまして念仏に是に

増る開法なしとよ路こひ常に是

を修行すへし

一世間中の極大事へ火の用心也第一

是を慎み細心に防火護るへし

右此条件は略して要用

示す所也深く慎み堅守

如法に修行而可令生死

解脱者なり

徳川寺

以上を要するに、異性の者を避け、俗事を遠ざけ、ひたすら念仏三昧の修行を勤めよとの趣旨であり、東慶寺のものとはかなり異なつて教訓的要素がつよいが、やはり尼寺であるだけに、たいへん厳しい内容といえよう。

(12) この資料の一部は、五十嵐・前掲一九九―二〇〇頁にも引用されている。

(13) 東慶寺の寺法については、穂積・前掲一六七―一七〇頁、井上・前掲二一六―二六頁参照。

三 縁切寺としての機能

一〇 縁切寺としての機能は、大きく二つの方面に分けてみることができる。その一は寺法離縁で、他は内済離縁である。前者は、寺法に従い、所定の年数だけ在寺して離縁になる場合であるが、後者は、寺方からの交渉に応じて夫方および妻方の者が相談の上、示談がまとまり、夫の離縁状を得て離縁になる場合で、所定の年数の在寺を要しない。

縁切寺としての上州満徳寺

これら両者のほかに、寺社奉行の援助を借りて、ようやく離縁になった場合とか、夫婦双方のあいだに円満な解決ができて元に戻った場合とか、政治的な干渉が入ったために、ついに縁切りができなかつた場合とか、いろいろな例外的な場合もないではないけれども、縁切寺としての主たる機能は、まず右の両者にあるといつてよいであろう。

このような点については、満徳寺と東慶寺とで、あまり差はみられない。

一 東慶寺の記録によると、古くは寺法による離縁がほとんどであるが、のちに内済離縁が現われ、しかもこれがだいに多くなつてゆく現象がみられる。⁽¹⁾これは、寺の権威が衰えていつた結果とも考えられなくはないが、おそらく、縁切寺の存在や機能がひろく知られるようになったので、妻が縁切寺に駈入り寺方から交渉を受けると、夫の方も観念して容易に離縁をみとめるようになったという理解が当つているのである。⁽²⁾

このように、時代が降るにしたがつて寺法離縁よりも内済離縁の方が多くなるという傾向は、おそらく満徳寺についても共通にみられるところであろうと思われるけれども、実は、現存の資料が数少ないため、全体の傾向を読みとるには、やや困難がある。とにかく、私が調査しえた限りにおいて、駈入女の一覧表を作成してみよう。⁽³⁾

駈入女一覧表

年号	西歴	女名	住所	女の関係者	夫名	事件の内容
文化三年	一八〇六	きよ	武州秩父郡横瀬村		宗吉	寺法離縁(寺社奉行介入)
" 九年	一八一二	まさ	本所石原町	五郎兵衛(姫)	庄次	不明
文政二年	一八一九	たよ	上州飯野村	善右衛門(娘)	郡蔵	寺法離縁(寺社奉行介入)
" "	"	なか	上州飯倉村		亀吉	"

明治三年	"	"	安政三年	"	"	"	嘉永五年	"	"	"	弘化元年	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
七年	四年	七年	三年	"	七年	六年	三年	二年	"	"	"	"	一年	"	"	"	"	"	"	"	
一八六八	一八五七	一八五七	一八五六	"	一八五四	一八五三	一八四六	一八四五	"	"	一八四四	一八四二	一八四一	"	一八三二	一八三一	一八二九	一八二五	一八二四	一八二四	
まん	そよ	いく	たみ	きよ	けい	よの	とう	とら	とよ	さよ	もと	むめ	むら	たか	とみ	まつ	むつ	つね	なお	みつ	みえ
武州榛沢郡新戒村	武州榛沢郡成塚村	野州河内郡三村	総州豊田郡水海道村	上州甘楽郡白井村	野州足利郡利保村	武州埼玉郡川口村	上州甘楽郡尾附村	上州碓氷郡五料村	浅草南馬道	木挽町三丁目	横山町三丁目	上州勢多郡青木村	武州秩父郡石間村	武州秩父郡石間村	浅草新鳥越町	武州羽生町	上州碓氷郡五料村	上州武井村	上州新田郡本町村	武州藤村	房州口口村
鶴吉(妹)	市之助(子分)	兵藏(娘)	権内(娘)	市藏(娘)	半兵衛(娘)	助右衛門(娘)	縫之助(娘)	次右衛門(娘)	せい(娘)	常次郎(娘)	作太郎(妹)	文七(娘)	市五郎(妹)	市兵衛(姉)	利左衛門(娘)	平三郎(妹)	嘉右衛門(娘)	重兵衛(娘)	庄左衛門(妹)	徳右衛門(娘)	太郎左右衛門 後家よし(娘)
永三郎	啓次郎	喜十郎	庄太郎	治左衛門	兵助	斗作	栄吉	市五郎	半兵衛	勇吉	藤兵衛	幸之助	辰五郎	利右衛門	喜代次郎	松之助	半兵衛	伊兵衛	重兵衛	重兵衛	半限抱
寺法離縁(?)	"	内濟離縁	再駈入 寺法離縁(寺社奉行介入)	"	内濟離縁	内濟離縁	不 明(寺社奉行介入)	女房取戻の訴あり、再縁	寺法離縁	女房取戻の訴あり	女房取戻の訴あり	内濟離縁	"	寺法離縁	半限抱	再縁	"	"	"	寺法離縁(寺社奉行介入)	寺法離縁

不	明	とめ	上州佐位郡中島村	清吉	逸作	内済離縁 寺法離縁(?)
"	"	もと	上州館林肴町	栄吉(娘)		
"	"	もよ	奥州岩城久保田村	栄助(妹)	不明	

たいへん不完全な表ではあるけれども、ともかく右の表をみて、内済離縁がしだいに多くなる傾向があるといつていえないでもない。しかし、もつと特徴的なのは、寺社奉行の援助ないし介入によつて解決に導かれた事例が意外に多いことである。さらに、寺法離縁の事例を細かく調べてみると、文化三年・きよ、安政二年・なか、文政一二年・なお、明治三年・まんの各事件は、寺抱えの年季明け後になお夫が寺法を拒否したものである。このような点からも、満徳寺の縁切寺法に対する評価のあまり高くなかつたらしいことが、窺われるであろう。

(1) 井上・前掲二五六―二八一頁参照。

(2) 石井・『江戸の離婚』一三三―一三四頁参照。

(3) 五十嵐・前掲一四三―一四六にも、同様な一覽表が出ているが、本表と若干の相異がある。資料の見方に差があるためであろうか。今後の資料的検討にまちたい。

一二 縁切寺としての機能を示す最も古い文書は、文化九年(一八一二年)のものである。これは、当時の寺社奉行・脇坂中務大輔の問合せに対する寺役人・鈴木易右衛門の答申書の形をなしている。⁽⁴⁾

欠入女取斗方御尋ニ付左之通

一、欠入女老人ニ而欠入候節者呼状遣シ一同罷越候節可相成丈内済可致旨申聞再応日延相願候得者任其意離縁再縁共ニ和談致候上者早ニ下ケ遣シ候乍去双方不承知之節者篤与相札無余儀節之義ハ召招置候而三ヶ年目役人差遣離縁状請取親元江引渡申候尤年季中ニ而茂夫方ノ離縁状差出内済致候ニ付下ケ願致候得者則下ケ遣候

一、欠入女子親並親類ニ而茂附添参り候節ハ篤与相札直ニ村役人之内呼寄始末柄ニ寄召抱候共熟縁為致候共仕候

一、離縁難決ニおよひ候節者時ニ御奉行所様江奉願御威光ヲ以相済来候先例ニ御座候

一、欠入女子召抱候節ハ村役人ハ願之趣相違無之段形取之召抱申候

一、欠入女老度召抱置相済候上又候欠入候而者召抱不申候

是より別通ニ致差出候乍恐以書付奉願上候

一、欠入女召抱置候而茂御奉行所様方御掛り有之候者ハ被仰渡次第早速差出候様可仕候並御料御私料共ニ御掛り合有之役人中相越被成候節親元近村ニ有之ものハ親類中江掛合之上右役人中江引渡シ可申候且遠路ニ有之候ものハ右役人中被仰聞之趣篤与承知仕時に御奉行所様江御窺之上是又役人中江引渡可申候以上

是迄別通

上州勢多郡徳川郷

尼寺満徳寺代

文化九年十一月

鈴木易右衛門

寺社御奉行所

欠入女有之節者留置親並親類組合呼状之文面左之通

一、其村組下誰娘たれ義為離縁願与当寺江欠入候ニ付親誰並親類組合同道ニ而飛脚着次第早可被相越候尤銘々印形持参可有之候以上

月 日

徳川満徳寺役人

何村 名主
組頭 中

召抱候女之夫方名主江届書差遣候文面

一、其村組下百姓誰妻たれ義為離縁願当寺江欠入候ニ付親誰並親類組合呼寄可相成丈内済可致旨申聞候処双方和談不致当人始一同召抱候儀相願候ニ付無余儀召抱置候追而離縁状為請取役人差遣候間為念届置候以上

月 日

徳川満徳寺役人

何村 名主
組頭 中

縁切寺としての上州満徳寺

召抱女年季明候節夫方名主江前尼ニ差遣候文面左之通

一、其村組下百姓誰妻此節年季明ケニ付離縁状為受取役人差遣候間夫たれ並親類組合他行無之様申付可置候為念前広ニ申遣シ置候以上

月 日 徳川満徳寺役人

何村 名主
組頭 中

(4) 穂積・前掲二二六―二二八頁の引用では、一部省略されている。五十嵐・前掲二二一―二二三頁には、ほぼ全文収録されているが、順序には多少の疑問がある。

一三 右の文書で特徴的なことが、いくつか見出される。その第一は、駈入女の年季が三年目となつてゐることで、前掲の由緒書にみられる三年が変更されている。後に示すように、これは二五カ月の趣旨であり、東慶寺の二四カ月より一カ月だけ長くなつてゐる。

第二は、二度の駈入を許さない旨を明らかにしてゐることであるが、実はこれには例外が一件あり、後に述べる。

第三は、御奉行様のお掛りがある者、たとえば犯罪者として追及を受けてゐるような者は差出すべき旨を認めてゐることである。公儀の権力への従属を承認していることになるが、これで見ると、縁切寺の機能は、しばしばいわゆるアジールの制度の一部として理解されてゐるにもかかわらず、満徳寺には、アジールとしてのひろい機能はなく、専ら縁切りにのみ限定されてゐたのではないか、と思われる。

東慶寺の方は、不幸な女人救済が一般的目的であり、時には会津城主・加藤明成の事件のごときものもみられるので、このような差異は注意されるべきであらう。

第四に、離縁の交渉がスムーズに運ばず、難渋したような場合、寺社奉行に願ひ出て、その御威光をもつて解決をはかるなどと、みずから満徳寺々法の権威が十分でないことをみとめてゐる。

(5) 石井・『江戸の離婚』一〇四—一〇六頁参照。

(6) 井上・前掲六〇頁参照。

(7) 井上・前掲五四—五五頁参照。

一四 つぎに、文政一二年（一八二九年）上州新田郡本町村銅間屋・庄左衛門妹なおの一件書類を示す。これは既に穂積博士および五十嵐氏の研究にも部分的には収録されているが、⁽⁸⁾事件取扱いの全容を明らかにするために、全文を掲げる。

文政十二年九月

土屋相模守様江

駈入離縁滯願控

徳川満徳寺役人久野内蔵右衛門

文政十二年八月新田郡本町村銅間屋庄左衛門妹なお儀年季明ケニ付夫伊勢五郎事伊兵衛と又儀衛も並親類村役人等呼出離縁状申付候処彼是相拒寺法相背候付其儘難差置願立ニいたし候旨申聞候処村役人ハ晦日迄日延願候ニ付書付取置聞濟置候然処同日罷出親類組合役人一同取寄異見差加候得共不承知申張離縁ニ不相成冒村役人名主次郎左衛門相届候ニ付九月二日出立三日江戸小川町太田隠岐守様御休息所江着五日御用番土屋相模守様江願書御由緒書先例書並庄左衛門ハ去々年取置書右四通差出シ願立候処社役尾木壘殿被受取追而沙汰可致旨被申候付引取来旅宿ハ小川町広小路太田隠岐守方旅宿仕罷遣候以上ニ認メ上置

一、同六日呼出来ル左之通

被尋儀有之候聞只今可被相越旨相模守被申候以上

土屋相模守役人

丑九月六日

上州勢多郡徳川満徳寺代

久野内蔵右衛門殿

縁切寺としての上州満徳寺

縁切寺としての上州満徳寺

三〇 (三四〇)

右御請書左之通

御請書

御尋之儀御座候付只今可罷出旨御差紙頂戴拜見承知奉畏候依之御請書如件

丑九月六日 上州徳川郷徳川満徳寺代

久野内蔵右衛門[㊤]

土屋相模守様

御役人中様

みの紙半分江
認メ可申

右之通御請書いたし引続き罷出候処寺社役尾木殿[㊤]只今御留役之御調有之候間控居候様ニと被申候付控居候処小検使被參御白州次ノ間
江案内玖候処御留役小田切庄二郎殿御糺被成候ニして公儀御掛り合ハ無之候哉与被相尋候ニ付右様之御掛合ハ無之由申□□席江引取候処只
今世良田村夫伊兵衛江御差紙御出し被成候旨被申聞候付御糺申□□夕七半時過帰ル

一、帰りかけニ腰掛江寄り茶屋ノ亭主清兵衛素[㊤]心安クいたし候ものゆへ内々ニ而夫方江の御差紙内見者出来申間敷哉与申候処其日差
紙当番馬喰町式丁目升屋十兵衛[㊤]内々かり受見せくれ候ニ付写取候処左之通

尋儀有之間伊兵衛ハ代ニ而者難成病氣ニ候ハハ駕籠ニ而相成共一同早々罷出可相届若於不參可為出事もの也

丑五月六日 相模[㊤]

上州新田郡世良田村

百姓伊兵衛

同人親類組合惣代

えもの老兩人

右村

五人組

年寄

名主

一、同十五日御呼出し来ル御受書先之通十六日四時御呼出し

十六日四時罷出候処伊兵衛儀急病ニ而夫故御尋無之直ニ引取来ル実ハ十二日着御届為致候而十三日出奔いたし候由

一、廿三日出奔届致候此方者御呼出し無之同日夕三十日限り尋^〇付候由尤此方ハ掛合無之

一、同廿三日御呼出し来諸事先之通廿四日四時呼出ス

一、則廿四日罷出候処留役小田切庄二郎殿札ニ而世良田村伊兵衛組合要助名主新左衛門罷出夫伊兵衛出奔いたし候処廿二日夕三十日限り尋申付置候通^〇尋出し候様被申候上満徳寺与ハ同寺役人相掛合寺相立双方御吟味下願可致旨新左衛門へ被仰聞候内蔵右衛門ニも其通りいたし候様ニと被仰聞候然^〇掃村廿五日迄御猶予願双方別紙ニ而願上相立廿五日世良田村のものニ懸合之上書付取置廿六日右書付江御吟味下願書相添寺社役尾木殿江出ス然処同日小田切殿御出無之直引取尤追而沙汰可致旨被申候

御吟味下願書左之通り

一、上州勢田郡徳川郷満徳寺役人久野内蔵右衛門奉申上候当寺江去々亥年七月同国新田郡本町村銅間屋庄左衛門妹なお儀駈入縁切之儀相願候付如未承糺候処同国同郡世良田村百姓伊兵衛女房ニ相成罷在候処不和合ニ而致難儀候由を以離縁相願候付なを兄庄左衛門其外親類村役人呼寄相糺可成丈可為致熟縁旨夫伊兵衛方江掛合之儀申論候処なを者勿論庄左衛門親類村役人右一同縁切之義強而申立候間夫伊兵衛世良田村役人等呼寄なを儀駈入縁切之儀申立候付成丈熟縁ニ相成候様品々申論候得共強而縁切之儀相願候上者迎も縁無之儀故此節離縁内済可致旨申論候処伊兵衛儀内済不承知申立候付左候ハハ以寺法召抱置追而離縁状請取候間其段可相心得旨申渡寺法定例之届書世良田村役人江相渡置候而抱置候然処當時年季相立候付離縁状申付候処離縁難波之旨申候ニ付品々申論候得共強而不承知離縁状差出不申寺法相背候付無愧御吟味之儀申決当御奉行所江奉願上伊兵衛並組合村役人等御呼出し相成一同出府着御訴申上候処未御吟味無之以前同人儀出奔仕行衛相知不申候得共伊兵衛組合村役人惣代百姓要助名主新左衛門者素々寺法相弁罷在候故伊兵衛江度々異見差加候儀ニ付此上満徳寺ニおゐて寺法之通取斗有之候共聊申分無之旨申立候上者寺法之儀相立差支之筋も無之申分無御座熟縁いたし候間御吟味是迄ニ而御下ケ被成下候様仕度偏ニ奉願上候以上

上州勢田郡徳川満徳寺代役人

文政十二丑年九月廿六日

久野内蔵右衛門^〇

縁切寺としての上州満徳寺

寺社御奉行所

廿九日御呼出候而御吟味下願書江所々加筆有之付其之通認メ直し差上候処右之通りニ候事

一、同晦日御呼出未明朔日四時可罷出旨之御呼出御請書ハ先之通り

一、則十月朔日罷出候処小田切殿被尋是者廿五ヶ月相立離縁状請取候上者女を何れニ取斗候哉之与御尋ニ付右様ニ濟候もの者直ニ下ヶ下山為致申候段申上候処其段書面認メ差出候様ニと被申候付席江引取直ニ認差上候控左之通

乍恐以書付奉申上候

一、上州徳川郷満徳寺役人久野内蔵右衛門奉申上候駈入女之儀年季相立或者年季中ニ而も夫々離縁状差出候上女身分如何取斗候哉之旨書面ニ而差上可申旨被仰付承知奉畏候右様之もの共儀女駈入候砌誰ニ願人ニ可相成間右のもの呼出し呉候様ニと申立候節其もの呼寄女同様離縁相願候得者右之もの並親類村役人等連印ニ而口書取置候而召抱置廿五ヶ月相定行も満候上夫呼寄離縁状申付差出候上者女を召抱候砌口書取置候願人江引渡申候其節何方江縁付候共差構無之旨一同江申渡シ下山為致候尤願人之儀兄弟江為願申候兄弟も無之類者成丈身寄近ものニ為願申候寺法御座候右一条之取斗方御尋ニ付奉申上候処如此御座候以上

上州徳川郷満徳寺役人

文政十二丑年十月朔日

久野内蔵右衛門◎

寺社御奉行所

(8) 穂積・前掲三〇―三二四頁、五十嵐・前掲二二―二三頁参照。

一五 右の文書では、さいごの部分に「乍恐以書付奉申上候」として取扱い方法が述べられている。

要するに、本件では、本町村銅問屋・庄左衛門妹なおが、世良田の百姓・伊兵衛に嫁いだところ、夫婦仲が悪く、なおは離縁を求めて満徳寺へ駈込んだ。そこで、寺側では、妻方の者達を呼出し、もとのさやへ収まるよう熟談するために夫方と交渉することを説諭したが、なお共々、離縁を申立てる上に、夫方の村役人を呼出し説得すると、これも離縁を願うので、

それでは双方の話し合いで解決——つまり内済に——したらどうかというところ、夫がこれを拒否したので、けつきよく、なおの身柄は定例の寺抱えとなつた。

文政一二年八月に、なおは所定の年季明けとなり、寺役人より夫方に離縁状を差出すように命じたが、夫はこれを拒否した。夫方の村役人が日延べを願ひ、さらに夫を説得したが埒があかず、そこで寺役人・久野内蔵右衛門より寺社奉行・土屋相模守へ出訴したわけである。文書は、その際の相模守へあてた「駈入離縁滞願」の控から始まつている。

寺社奉行がこれを取上げ、奉行所から夫の伊兵衛に対して召喚をしたのに、けつきよく伊兵衛は出奔して行方不明となつてしまつたので、寺法によつて解決することとなり、寺役人から「御吟味下願書」が出た。

これをみると、召抱えの期間は、明らかに二五カ月とされており、しかも、なおの駈込んだのが「去る亥年七月中……」で、年季明けが文政一二丑年八月であるから、まさに二五カ月になつてゐる。ふつうの場合、駈入つても直ちに正規の寺抱えとなるものではなく、一通りの吟味がすむまで長屋に留置されるのであるが、二五カ月の年季の起算は、正規の寺抱え開始のときではなく、どうやら当初の駈込みの当時からということになるらしい。遡及効がみとめられている、といえようか。

一六 つぎに掲げるものは、天保一四年（一八四三年）に、寺役人・峯宗兵衛から寺社奉行・酒井若狭守へ提出した答申書が中心になつてゐるものであるが、一件書類の全体は、つぎのとおりである。⁽⁹⁾

天保十四癸卯六月

駈入女取斗方御尋ニ付相認差出候控

天保十四卯年五月晦日酒井若狭守様より御差紙来ル

尋儀有之候間明朔日四時可被相越旨若狭守被申候以上

酒井若狭守役人

五月卅日

縁切寺としての上州満徳寺

縁切寺としての上州満徳寺

上州徳川満徳寺用役中

三四 (三四四)

御請書例之通り差出ス

一、六月朔日四時罷出候処寺社役件金左衛門殿面会駈入女取斗方御尋被成候ニ付認メ取入御覽可申旨申立尤取調いたし候間明後三日ニ差出可申旨申立引取

六月三日差出候文面左ニ

一、満徳寺駈入女離縁由緒之儀者開山より之寺法ニ御座候再縁之儀者天樹院様御例を以相済来り候

女駈入候節始末糺之上出生親元江呼状差遣し親並親類組合之もの呼寄篤与相糺候上熟縁いたし候様申諭不得止事俱々離縁相願候得共内済申渡再応為及掛合候とも内済不相成候得者夫方へ遣し候書面左之通り

其配下誰女房誰当寺江駈入離縁相願候ニ付同人親何村誰村役人等呼寄相糺候処俱ニ離縁相願候ニ付掛合申付候成丈其地ニおゐて内済いたすへし不済儀有之候ハ誰並親類組合もの召連早々相越答可申立候

月 日 上州徳川満徳寺役人

何村 名主
組頭 中

右書面女方役人江是ヲ渡シ夫方江為掛合候得共多分ハ濟方ニ相成申候品ニ寄済兼双方罷出破談申立候得共双方篤与承り糺候上和談不相成節者無余儀寺法ヲ以女召抱置入寺禁足廿五ヶ月相立候得者夫呼出離縁状請取申候事

但シ離縁状請取候上ハ女者早速実親江引渡申候

一、女召抱候節抱証文取置夫江者過日離縁状請取候間書面ヲ以申渡置候

但シ身持宜からさま与或ハ身元慥ならざるものニ候得者女抱候節離縁状請取双方役人封印之上夫方役人江預ケ置季月相立候節右離縁状女方へ被為請取申候

一、結納為取替いまた引移さるものハ半限抱として十二ヶ月半抱置申候

一、女駈入候節念入相糺御領御私料とも御掛り合有之候もの共ハ取扱不仕親或ハ身寄之ものへ引渡シ申候
但シ身分ニ付不詳之筋相聞候ものも同様取扱不仕候

一、女駝入之上内済不相成召抱之儀申渡候処夫不承知申張り寺法相拒候節へ其時之御奉行所江申立御声掛りを以相済来り候例ニ御座候
右御尋ニ付寺法取斗方粗奉申上候以上

右之通半紙江認ふくるとじニいたし候上がり

駝入女取斗方略

上州徳川

満徳寺家来

峯宗兵衛

一、六月三日四時罷出右帳面伴金左衛門殿へ面会之上差出候処留置旨被申候直ニ引取

其旨何ニ而も御沙汰も無之右旨置此砌馬喰町内旅宿引上ニ相成右ニ付外ニ御入用筋有之右之留役

(9) この文書の大部分は、穂積・前掲二二八―二二〇頁、五十嵐・前掲二二三―二二四頁にも収録されている。

一七 この文書で、駝入女についての取扱いを述べているところは、ほぼ前出の文書と同様であるが、一つ特徴的なことは、「半限抱」の制度を示している点である。結納を取替したが、まだ実際の夫婦生活には入っていない——つまり婚約の段階にある者が離縁をする場合、いかえれば婚約解消する場合の制度で、寺抱えの年季が二分の一の二カ月半に減らされている。

東慶寺の方については、同種の制度は存しないようであるが、別に「半下」といわれる一種の半限抱があつた。これは、⁽¹⁰⁾ 寺法離縁でなく、内済離縁の特別な例にぞくするものであるが、「東慶寺・被官之申渡十七ヶ条」の第六に「……御書拝見無之内済離縁の者十二ヶ月……」とあり、一応は寺法による手続が開始され、寺から夫に対して「御書」(または「御奉書」)が出されたところで、それを拝見することなく内済離縁に移行した場合を意味している。いわば寺法離縁と内済離縁との中間的な形式と考えられる。⁽¹¹⁾

したがつて、満徳寺の「半限抱」と東慶寺の「半下」とでは、同じように年季の期間を半減する制度ではあるけれども、

前者は、婚約の段階での解消という実質的理由によるものであり、後者は、寺法による手続の開始後に内済に移行した場合という手続的理由にするものである。この相異も注意されるべき点の一つであろう。

(10) 穂積・前掲二二〇頁、二六九頁参照。五十嵐・前掲二六七頁参照。両氏とも、東慶寺には同種のもののみでないだけ書いておられる。
(11) 井上・前掲二二九―二三二頁参照。「出役出張を煩わしただけ寺法取扱が重くなるから……」と指摘しておられる。

一八 つぎに安政四年(一八五七年)の「寺法駈入女取計方心得留」を掲げる。これは、当時の寺役人・鈴木小兵衛の書いたメモであるが、後半に「先例覚」が附されており、たいへん興味ふかいものである。⁽¹²⁾

欠入女取斗方心得之事

一、女欠入候節能々相尋其上出生親元江呼状遣罷出候節篤与相糺置之筋ニ有之候ハ々女願之趣口書を以為申立可相成丈内済可致旨申付日延書付取立又者公訴届ケニ而も有之候身上不詳之女子ニ候得者親元江引渡可申必寺ニ留置間敷候事

一、何日迄之掛合を願掛合之上内済ニ相成候者早ニ下ケ可置候事

一、掛合未行届再日延願候間是迄之掛合方篤与相尋掛合未熟ニ候ハ々罷ニ申付再日延何日迄之書付可申付事

一、数度内済為掛合候而も和談ニ不相成無余儀筋者寺法之通り証文取置召抱夫方村役人江寺法之通達書早ニ可差置候事

但請書名主組頭連印ニ而念入可取置候

一、女方夫方共取置候証文国郡村名領主地頭之名面急度可為書候必失念致間敷候事

一、願書ニ茂始末地頭名面夫方地頭名面国郡念入取置候事

一、召抱年季中内済ニ相成候而親元より慈悲之下ケ願候ハハ下ケ置候事

一、公訴ニ相成其後欠入候女者用意ニ抱中間敷候能々相糺公儀之御掛合茂無之無余儀筋者取斗可申事

一、手筋を以相願候共無筋之女を決而取扱申間敷候事

一、数度為掛合内済不承知ニ而夫方ハ出訴ニ及候由ニ而女方ハ申立候ハ々無余儀早速御月番江其段申立古例之通り相願可申候尤女方より

書付念入取置夫方村役人も届書可差越候夫方願立ニ不相成先ハ申立ニ相成候様急キ取斗御懸り御奉行所江御吟味相成候様取斗可申候事

一、欠入女召抱候而も御奉行所様方御懸合有之候得者被仰渡次第早速差出候様可仕候並御料並私領共ニ御懸合百之役人中相越候節親元近

村ニ有之ものハ親元江懸合之上右役人中江引渡可申候且遠路ニ有之候者右役人中江申聞候趣篤与承知仕御奉行所江伺之上是又役人中江引渡可申候事

右一ヶ条ハ文化九申年十一月脇坂中務大輔様江先役鈴木易右衛門より申立置候事

一、欠入女離縁内濟ニ相成相下ケ其後於国元ニ寺法不抱差縫女再駈入何様相願候共一旦離縁相成候向者一切取上ケ中間敷候女早々親元江相下ケ可申候事

但向後右様之願有之候節者其願ニ寄御奉行所江伺之上取斗可申候事

右者安政四巳年下総国豊田郡水海道村百姓権内娘多美再駈入候一件御月番本多中務大輔様江奉願候趣御亂之上此度限り御取上ケ御吟味之上寺法相立申候其砌於御同所前書之趣御沙汰ニ付為心得記置候事

先例覚

一、文化三寅年六月中阿部幡摩守領分武州秩父郡横瀬村百姓宗吉女房きよ義召抱置年季相立候処夫宗吉寺法相拒候ニ付御用番水野出羽守様江奉願寺法相立申候

一、文政二卯年二月上州飯野村名主善右門娘たよ義年季中同国大久保村夫郡蔵御勘定奉行榊原内匠頭様江女房取戻之旨奉出訴三奉行所御高判右善右門江相訴候由同人申置候ニ付当寺御月番松平右近様江奉願寺法相立申候

御関所越参り候夫亀吉御立ル無御取上ケ離縁被仰付候

一、文政二卯年四月上州飯倉村百姓亀吉女房なか義召抱置年季明之節夫亀吉寺法相拒ニ付御月番水野左近様江奉願寺法相立申候

一、文政八酉年六月武州藤村徳右衛門娘みつ義夫重兵衛義離縁難渋申候ニ付みつ召抱其趣届書人見村役人方江可請取旨申聞候処是又難渋申聞候御用番松平伯耆守様江奉願寺法相立申候

一、文政十二丑年九月上州本町村庄左衛門妹なお義先達而召抱置年季明ニ付夫伊兵衛離縁状申付候処相背候ニ付御月番土屋相模守様江奉願上伊兵衛被召出御吟味以前欠落いたし依之右組合村役人共日切尋被仰不尋出故夫々御咎相分伊兵衛行衛不尋候仰付且当寺江者寺法通可旨被仰渡則寺法之通庄左衛門江離縁相成候段申渡寺法相立申候

寺法定例廿五ヶ月半減ニ而年季明之事

一、天保三辰年八月上州伊勢崎町百姓平三郎妹まつ抱候節夫嘉代次郎寺法相拒候ニ付土屋相模守江奉願寺法相立申候

右先例為見合記置候

一、寺法離縁状左之通り

離縁一札之事

一、深厚之宿縁浅薄

之事不有私後日離

他江嫁与一言違乱

無之仍而如件

(12) この文書の一部は、五十嵐・前掲二二四―二二五頁に引用されている。なお、穂積・前掲には見当らない。

一九 この文書も、駈入女の取扱い方一般は、前掲のものとはほぼ共通であるが、若干異なっているのは、「先例覚書」が附されていること、満徳寺独特の離縁状の書式が記されていることのほか、本文の終りの部分に、再駈入の女について、どのように願つてきても、一度離縁ができた者である以上は一切取りあげないという原則を示していることである。

もつとも、その願いによつては、御奉行所へ伺いの上で取計らいもするといふ旨の但書がついている。しかも、その後、安政四年に再駈入の一件があり、これは、月番奉行の本多中務大輔に願つたところ、この度限りといふことで取上げになり、寺法が立つことになつた、と記されている。

この再駈入の一件については、満徳寺より寺社奉行にあてた吟味願書があるので、つぎに掲げておこう。⁽¹⁴⁾

以書付奉願上候

一、満徳寺之儀者重キ御由書被為在候ニ付乍恐從権現様離縁役寺ニ被為仰付置離縁再縁共動来り候処今般日下教馬殿之知行所総州豊田郡水海道村権内娘たみ儀当十月三日満徳寺江駈入離縁相願候ニ付始未承り札候得者昨卯年九月中渡辺為三郎殿知行所同村地借百姓庄太郎ノ馴合誘引被出同人妻妻ニ相成居候処兎角家内不熟ニ付離縁相願候旨申之候間たみ親権内並村役人等呼寄札之上可相成丈可為致熟与庄太郎

方江懸合之儀申論候得共たみ者勿論権内並村役人俱々縁切之儀申立別紙願書差出候間夫庄太郎方江離縁内濟懸合之儀申論為懸合候得共不行届旨権内申立候間同村庄太郎並村役人等呼寄可為致内濟与種々双方江申論候得共庄太郎義一鉢僧蔑罷在候ニ付法外之儀共申居示談不成無余儀たみ儀者寺法を以召抱置右庄太郎儀同村地借之身分ニ付当時離縁一札請取双方村役人封印之上夫方名主江預ケ置年季相立候上右離縁一札女方名主江相渡候御寺法ニ付庄太郎江其段申渡候得共彼是与相拒御寺法差支相成奉恐入候間何卒同村地借百姓庄太郎並村役人江召出御吟味之上御寺法相立候様仕度此段奉願上候以上

上州徳川満徳寺役人

鈴木小兵衛

安政三辰年十月

寺社奉行所

これによると、水海道村・権内娘たみが、安政三辰年一〇月三日に満徳寺へ駈込んだことになっているが、前出の「取計方」には安政四巳年に再駈入の一件とある。同一人の事件にちがいないけれども、安政三年と四年に、二年連続して駈入つたことになるのか、かなり疑問に思われる。

右の吟味願書によれば、示談が調わないので余儀なくたみは寺法をもつて抱えおき、離縁状を取るよう夫方と交渉したが、解決できず、けつきよく寺社奉行に願ひ出ているのだから、この後で吟味が始まつたとすると、翌年に再駈入というのは、おそらく不可能であろう。

寺法離縁とすれば、年季二五カ月を要するのだから、まったく計算が合わないし、内濟離縁としても、實際上「送り」その他の手続の関係があつて、離縁——再縁——再駈入とは、やはり時間的に無理であろう。

したがつて、寺社奉行の吟味の結果、一応は円満にもとのさやへ収まり、翌年に再駈入となつたものか、あるいは、両文書の年号の記載のどちらかが誤つているとしか考えられない。

ともあれ、再駈入を原則として否定するのは、満徳寺寺法の特徴であり、注意すべき点である。

(13) 満徳寺離縁状については、穂積・前掲二四〇頁、五十嵐・前掲二〇八―二〇九頁にも出ている。一般の離縁状とたいへん異なる点は、前段に離縁の事実または離縁の理由の記載がなく、代りに一種独自の文章をもっていることである。その内容の意味は、「夫婦は二世」といわれるほど深い宿縁で結ばれているべき夫婦が、ついに別れざるをえなくなつたはかなさを述べ、ただそれが私事ではなく、むしろ宿命的なものによることを指示しているのであろう。その底に流れているものは、明らかに仏教的な哲理であり、寺法による離縁状としては、適切な風格をそなえている、といつてよいであらう。

(14) 五十嵐・前掲二二五―二二六頁、二六七頁によれば、再駈入不許可の原則があることは指摘されているが、この例外的事件の吟味の点については、ふれられていない。

二〇 安政二年(一八五五年)正月より書き始められた寺役人・鈴木小兵衛の手記「格廉記下調帳」なる文書がある。その後半に、若干の先例や寺法が記されているので、紹介しておこう。

安政二二卯年正月より

格廉記下調帳

御旧記留

一、嘉永二二酉年八月御当山の儀者御寺柄ニ付此度新規従宗対馬守様永世御香典年々献備被致候御同所江被差置候御書付控

宗対馬守殿家老杉村但馬ニハ兼而熟懇ニ付式時徳川満徳寺御寺柄之訳を但馬より対馬殿江委細之話為有之被相聞其節之対馬殿ニ者家無之昇官恭被仰御高思忘失難被致ニ而事之外厚き事ニ而不苦候得者御内ニ御香典被相備度与之事ニ付如何様其取斗可申上及返答候処御内ニ献上ニ相成候付右御香典を御祠堂金之内江差出候右之事情ニ付於御寺茂等閑可相心得筋ニ無之依而对州家之位牌を建立永世日向供養執行候間渡世等閑ニ為無之堅書残候事

満徳寺隠居九世信誉本栴

嘉永二二酉年八月

通例

文政七申年四月房州長□郡□村百姓太郎左衛門後家よし娘みえ女房同様本妻者子供も有之右様女房兩人有之候ニ付寺法定例並廿五ヶ月之半減ニ而年季明申渡

寺法相拒ニ而御奉行所江願立ル

天保三辰年九月上州佐位郡伊勢町百姓平三郎妹まつ結納請取引移不申内離縁願之節寺法定例廿五ヶ月半減ニ而年季明申渡

一、召抱ニ致置候もの夫抱中病死之節者出役之上ニ而夫親又者兄之類ノ無構書付請取可申候事

一、女子方ニ付結納請取未引移不申駈入候ものは半減ニ而年季差許候事

一、女房同様の妻妻有之候との者半減ニ而差許候事

一、一昨年中妾のふ小供兩人一同暮居候処其後長屋ニ差置候事

この文書にも、いくつか注目すべき記述が見出される。

第一に、駈入女の寺抱え中に夫が死亡した場合の取扱いについて、出役の上、夫の親または兄等から、離縁状を取るようになつてゐる。

江戸期の結婚が、夫と妻との個人的な結びつきでなく、まさに家と家との結びつきであり、したがつて夫の死亡後も妻は夫の家の「嫁」であり、その妻が再縁するためには、婚家から離縁状を取ることを要したわけである。俗に「舅去り」といわれる事例にぞくする。

第二に、「半限抱」の他の場合が出てゐる。既に指摘したように、夫婦生活の実体を伴わない婚約を解消する場合に、「半限抱」として年季二五カ月が二分の一の二二カ月半になつたのであるが、右の文書でみると、そのほかにも、駈入女が妻同様の妾であつた場合、つまり挙式その他の手続をふんでいないが、事実上夫婦同様の者であつた場合——現代風にいえば、いわゆる内縁か——にも、同じく「半限抱」となつたのである。

東慶寺の年季二分の一の場合——すなわち「半下」——には、かようなものは見当らないようである。

第三に、子供づれで駈入つたらしい記録がみえて、興味をひく。子供も一所に長屋住いを許されたいが、他に資料が

なく、詳しいことは解らない。

東慶寺の方についても、同じような事例はあつたのかもしれないが、これも詳かにしない。もつとも、川柳として残つて
いるものには、つぎのようなものもある。

鎌倉の牢はだいてて入れられず

張つて居る乳は菊岡松ヶ岡

松ヶ岡目へさす程はまだ残り

第一の句について、穂積博士は「乳呑子を手放してはいつたのもあらう」と註しておられるが、その逆に、子供づれの入
寺はあつたのかどうか。妊娠中の妻が駈入つてから出産するような事例もあるはずで、川柳には、つぎの句もある。

時として縁も出来る松ヶ岡

(15) 穂積・前掲一九五頁。なお、ここに掲げた川柳は、便宜上、すべて同書から借用した。

四 内済示談の事例

二一 さて、以上で、満徳寺のもつて居る縁切寺としての機能は、ほぼ明らかになつたであろう。つぎに、現存の資料を
紹介しながら、各種の事例を眺めてゆくこととしよう。

先にも述べたように、縁切寺としての機能は、いわゆる年季をつとめる、つまり所定期間の入寺による寺法離縁と、関係
当事者間の和解をすすめる、いわば一種の調停に相当する内済離縁との両者に分かれるが、まずここでは、後者すなわち内
済示談の事例を紹介しよう。というのは、後者の方が、むしろ縁切寺としての機能をよりよく示しているように考えられる
し、またこの方面に、私共の発見した若干の新資料があるからである。なお、示談によつて円満にもとのさやへ戻つた、い

わゆる「再縁」の事例もあるので、併せて紹介する。

その他の事例については、あまりに大部になりそうので、既に予定の紙数をだいたい超えているので、他日の機会にゆずりた
いと思う。

二二 内済示談のもつとも適切な事例としては、安政四年（一八五七年）の下総国上山川村・喜十郎妻いくの一件書類が
ある。これは、つぎのように、五通の文書から成つている。

下総国上山川村女離縁取扱候儀ニ付書五通写

上州徳川満徳寺役人

奥野分右衛門

乍恐以書付奉願上候

坂部謙蔵知行所野州河内郡三村名主兵藏奉申上候私娘いく儀去ル丑年中媒有之御代官伊奈半左衛門様御支配所下総国結城郡上山川村組
頭喜兵衛伴喜十郎妻ニ差遣置候処夫喜十郎乱心同様之者ニ而いくを及打擲候義数度有之既昨年二月中喜十郎がいく江離縁一札相渡何方江
成共可立去様申聞其上脇差を以追出し一命も危く逃去親類重助方江参り右之次第申聞候間驚入早々右之趣親兵藏江申聞候処可相成丈ケ熟
縁可為致与存媒人を以夫喜十郎方江類度及懸合候処彼是不当申居左候得者いく相返し候共亦々右躰之儀も難斗候ニ付再縁いたし兼依而夫
喜十郎方江いく持参衣類品々相渡候様懸合仕候処人別送り差越有之候間当人可引渡旨申之再々応掛合候得共差出置候離縁状之儀者反古ニ
候間荷物難差戻旨申聞不法之申分無此上心外至極ニ存候間右村役人方江罷出当人江利解申聞此段埒明候様申入相頼候得共是亦彼是与埒明
不申無執延引置有候処当三月廿五日喜十郎が兵藏方江申来候者前々相談し候通り離縁状ニ者無之反古ニ候旨申断左候得者離縁相拒品物
引留置其上離縁趣意金等請取候存意与相見江当惑罷在候処いく儀存詰今般御当山様江駈入奉歎願候ニ付私共御呼出し相成始末御尋ニ付奉
申上候誠以難波至極ニ御座候間何卒格別之以御憐愍いく願之通り離縁之上持参之品々差戻候様被成下置度奉願上候以上

坂部謙蔵知行所

野州河内郡三村

安政四年巳四月七日

縁切寺としての上州満徳寺

縁切寺としての上州満徳寺

四四 (三五四)

名主兵藏

井戸対馬守知行所

同州都賀郡延島村

親類重助頼ニ付代俸

差添人重之助

徳川満徳寺様

御役人中様

其配下喜兵衛倅喜十郎前女房いく御当山江駈入離縁御寺法相願候ニ付実家之者共呼出篤与相糺候処喜十郎離縁状差出置内縁有之趣申し、荷物等留置候様申立候然ル上者可内済申付候間村役人情々取扱急速示談行届候様可致若示談不行届申分有之おゐてハ申々喜十郎並親類組合召連可相越遠書ニ付双方難決不相成様書付以相違候

徳川満徳寺役人

巳四月九日

下総国結城郡上山川村

名主

組頭 中

乍恐以書付御敷願申上候

一、伊奈半左衛門御代官所下総国結城郡上山川村組頭喜兵衛親類惣代八右衛門同奉申上候右喜兵衛嫁いく離縁願御寺法之儀ニ付御当山様江駈入候趣を以御達書三村兵藏代兵助並延島村重助兩人持参被相附頂戴奉拜見候処猶亦御達書頂戴拜見奉恐入罷出候ニ付御達書持参不仕速々御利解被仰付奉恐入候依之少々御猶予被成下置候様敷願奉申上候処格別以御慈悲御聞済被成下置難有仕合奉存候以上

右村組頭喜兵衛

親類惣代八右衛門

安政四巳年四月

徳川満徳寺様

御役人中様

乍恐以書付御歎願奉申上候

伊奈半左衛門御代官所下総国結城郡上山川村組頭喜兵衛並親類惣代八右衛門一同申上候先達而右喜兵衛嫁いく離縁御寺法之儀ニ付御当
山様江駈入候趣を以私共方江御達書御下被成拜見奉恐入候ニ付差急候故□仕差出此段御日延御歎願奉申上候処格別御仁恵を以御聞濟被
成下難有仕合奉存候然ル上者当月十二日迄無相違御返鑑奉申上候間御日延被成下候様奉願上候右願之通り御聞濟被成下置候へ難有仕合
奉存候以上

安政四巳年五月朔日 右村組頭喜兵衛

親類惣代差添人八右衛門

徳川満徳寺様

御役人中様

乍恐以書付御日延奉願上候

一、野州河内郡三村名主兵藏並下総国結城郡上山川村組頭喜兵衛外一同奉申上候私共一件蒙厚御利解奉恐入夫々相懸合候処示談行届則兵
藏々結納金之内三兩式分差出し然ル上者喜兵衛々いく持参之衣類品々不残兵藏方江繰戻し候管議定仕候依而者双方共一先婦村仕右品物取
調候上金子引替取引いたし度右立合として当郷儀右衛門儀双方々相頼出張仕候間何卒来ル十二日迄御日延御猶予被成下置度奉願上候此段
御聞濟ニ相成候上者日限無相違一同罷出濟口証文可奉差上候間右願之通り被仰付度偏ニ奉願上候以上

坂部謙藏知行所

野州河内郡三村

安政四年巳五月朔日

名主兵藏

差添人重助

御代官伴伊奈半左衛門支配所

下総国結城郡上山川村

縁切寺としての上州満徳寺

組頭喜兵衛

差添人親類八右衛門

徳川満徳寺様

御役人中様

右五通のうち、第一のものは、女の親から満徳寺へ差出した願書であるが、夫が乱心同様の者で虐待をしたという事実を具体的にあげているのは、この種の文書として、たいへん珍らしい。この夫は、一度書いて渡した離縁状を「反古」にすぎないから無効のものとして、離縁を承知せず、困りはてた女の親から願書が出されたわけである。

これに対して、満徳寺方でその離縁状を有効とみとめ、内済示談にせよと諭したが、第二の文書である。

ここで関係当事者間の示談となるべきところ、夫喜十郎の説得がなかなか出来ないで、「少々御猶子」と「御日延」を申出たのが、第三および第四の文書である。

さいごに、第五の文書では、再日延を願うとともに、結納金の一部返還と嫁入荷物の返還という条件で示談が成った旨を述べ、最終的な手続である「済口証文」を間違ひなく提出することを約している。

(1) この文書の主要部分は、穂積・前掲二六一—二六六頁に紹介されているほか、五十嵐・前掲一九一—一九六頁にはほぼ全文が収録されている。本稿に再掲するのは、いかにも重複するようで気がひけるが、論旨展開の順序としてお許し願いたい。

二三 以上の文書を眺めれば、大体の経過が察せられるが、示談の条件として、結納金の一部返還と嫁入荷物の返還が合意されているのは、離縁の申出が妻方からなされたことと、他面、離縁に至った事情として夫の責任が考えられたためであろう。

なお、右の第五の文書のなかで約されているように、本来ならば、この後に「済口証文」が出されてなければならぬは

ずであるが、残念なことに、それは一件書類のなかに見出されない。

しかし、別の事件についてはあるが、「済口証文」の事例が発見されたので、つぎに掲げる。これは、安政七年（一八六〇年）、武州成塚村・市之助子分そよに関するものである。内容は、事件と交渉の経過を述べ、けつきよく市之助より「趣意金三両貳分」を出すことで示談がまとまり、内済になったから、寺抱え中のそよを市之助方へお下げいただきたい、という趣旨になつてゐる。要するに、内済になつたことの報告と、女の身柄引取願との両者を兼ねる書面といえよう。

文中、市之助子分として、市之助娘となつていないのは、おそらく市之助の養女であることを示すものであろう。また「趣意金」とは、現在の慰藉料に相当するものと考えられる。

差上申済口証文之事

一、黒田伊勢守領分武州榛沢郡成塚村組頭市之助子分そよ儀今般為離縁願与御当山様江駆入候ニ付私共一同召出し相成御糺之上示談内済可致候様厚御利解被仰渡承知奉畏依之同郡矢嶋村百姓与兵衛倅夫啓次郎方へ示談懸合仕度奉存候間一ト先立戻り右趣合申御日延奉願上矢嶋村方へ罷越懸合および候処夫啓次郎におゐても再縁之義相歎き候間同人並親類差添へ一同罷出そよ儀御腰懸迄御下願上種之異見差加へ候得共納篤不仕無余儀右之趣夫啓次郎へ申聞候処離縁差拒彼是差縫候処中瀬村百姓源兵衛安五郎兩人立入情々取扱候処夫啓次郎義も御寺法之趣早速相弁示談之上離縁内済行届キ則市之助より離縁為趣意金三両貳分差出し夫啓次郎受取候同人がそよ身分以来何方へ縁付候共差構無之ニ付離別一札差出し市之助受取之双方ニおゐて聊申し分無御座熟談内済ニ相成偏ニ御威光与一同難有仕合ニ奉存然ル上者そよ身分親分市之助方へ御下ケ被成下度奉願上候此段御聞済相成候上者双方共重而御願筋毛頭無御座為後日差上申連印済口証文依而如件

黒田伊勢守領分

武州榛沢郡成塚村

組頭 市之助[㊤]

安政七年

親類 半兵衛[㊤]
差添人

申二月廿八日

縁切寺としての上州満徳寺

縁切寺としての上州満徳寺

安部撰津守領分

同州同郡矢嶋村

百姓与兵衛悴

啓次郎(爪印)

親類
組合 兼元次郎[㊤]

役人代
差添人 栄次郎[㊤]

長谷川太郎兵衛知行所

同州同郡中瀬村

差添人百姓源兵衛

安五郎

徳川満徳寺様

御役人中様

(2) この文書は、尾島町在住・金子規矩雄氏所蔵のものである。

二四 つぎに、もう一通の「済口証文」がある。惜しいことに、これは前部と後部とがちぎれて、中央の部分しか残っていない⁽³⁾したがって年号もはつきりしない。資料としてはたいへん不備なものであるが、参考までに紹介しておこう。

前 断

当人見当り候上済方いたし候様御利解被仰間候処次右衛門勝手合を以逸作ニ成代り当時済方いたし度旨ニ付□立入清吉ノ趣意差出し次右衛門是を受取とめ所持之品相返逸作身分之儀者次右衛門□五右衛門引請構之離縁状差出双方申分無御座示談之上内済ニ相成遍ニ御威光与一同難仕合ニ奉存候然上者後日逸作罷出候共右兩人ニ而引請候上者双方共預ケ間□儀奉申上間敷候間何卒とめ義清吉方へ御下ケ被成下候様奉願上候依而済口一札仍而如件

酒井志摩守領分

上州佐位郡中島村

百姓清吉[㊤]

親類園助[㊤]

後 断

右の文書では、「趣意差出し……」とあるから、やはり前出の「趣意金」を提供し、これに応じて女の所持品を返すことになつたらしい。ただし、夫の逸作はどこかへ行つていとみえて、その親類であろう次右衛門なる人物が代理をつとめているのが、注意をひく。

(3) 川越氏所蔵の満徳寺関係資料のなかに見出された。資料として不備なためか、穂積博士も五十嵐氏も、注意しておられない。

二五 ところで、従来の満徳寺研究は、主として寺に保存された資料により、したがつて問題を寺側から眺めたものがほとんどであるが、ここに珍らしいことに、村側ないし関係当事者側から見た資料がある。

弘化三年（一八六四年）のとり一件書類で、碓氷郡五料村の旧名主宅に伝わるものであるが、内容⁽⁴⁾は、安中藩の役所に提出した文書の写しである。つぎに掲げよう。

支配下次右衛門娘とら為離縁願与当寺へ駈入候付次右衛門並親類組合之もの召連早ニ可被相越候
徳川満徳寺役人[㊤]

午十月廿四日

碓氷郡五料村

名主
組頭 中

右之通徳川満徳寺様々当村御百姓次右衛門江御呼状昨廿五日至来仕候ニ付右次右衛門並親類組合之もの召連組頭猪左衛門罷出度奉存候

縁切寺としての上州満徳寺

間此段御呼状写仕乍恐御届奉申上候猶又追而掃村之上右始末御届可奉申上候以上

五料村

組頭小一左衛門[㊟]

弘化三年

九右衛門[㊟]

午十月廿六日

□二右衛門[㊟]

源兵衛[㊟]

猪左衛門[㊟]

嘉左衛門[㊟]

安之亟[㊟]

名主金左衛門[㊟]

平兵衛[㊟]

安中御役所様

乍恐以書付御届奉申上候

一、去月廿五日徳川満徳寺様[㊟]当村御百姓次右衛門御呼状至來仕候ニ付其節御届奉申上候[㊟]組頭猪左衛門当人親類組合之者共召連罷出御届申上候[㊟]処寺役場江御呼出御尋之趣者其方娘とら儀拾壹ヶ年以前申年隣村高梨子村百姓源吉[㊟]俣榮吉[㊟]女房ニ差遣候[㊟]処夫婦中不合ニ而難波ニ付此節当寺へ離縁為願与駈入候旨被仰聞右ニ付次右衛門申上候儀者被仰聞通是迄夫婦中不宜候ニ付度[㊟]立掃候得共種々利害申聞相返候得共不止事を此へ度無[㊟]抛御当寺へ参り御願出仕恐入候始末ニ者候得共能々之儀御聞候間御上様之御思召ヲ以離縁相成候様遍ニ奉願上候段申上候得者至極御尤被思召然ル上者日延相願高梨子村役元江篤与掛合示談行届候様可仕候若夫方ニおゐて是迄之通不筋申募候ハ、其段早速可申出旨被仰聞右ニ付日数仰付候ニ付昨三日一同掃村仕候依之右始末乍恐以書付御届奉申上候以上

五料村

弘化三年十一月四日 組頭小一左衛門[㊟]

九右衛門[㊟]

安中御役所様

- " □二右衛門[㊦]
- " 猪左衛門[㊦]
- " 嘉左衛門[㊦]
- " 安之丞[㊦]
- 名主金左衛門[㊦]
- " 平兵衛[㊦]

乍恐以書付御届奉上候

一、当村百姓次右衛門娘とら徳川満徳寺様江離縁為願与駈入候一条去ル四月御届奉上候通直様高梨子村役人方江罷趣当人方御聞糺離縁被致候哉又者再縁相願候哉何レ両様之御挨拶被下候様掛合罷届候処同五日同村組頭友右衛門殿罷越昨日御掛合之段村方源吉伴永吉女房とら満徳寺様へ離縁為願与駈入候趣同人方へ申聞候処聊承知仕右付而者初子老人有之候間外え置候も敷敷候間同様差遣申度旨申聞候ニ付私共より次右衛門江も申聞候処迷惑ニハ有之候得共乳呑子ニ候得者敷敷候間引取世話致し可遣段承知仕候ニ付双方示談行届翌六日高梨子村江罷出離縁一札請取申候依之徳川へ罷出願下ケ仕度当人引取連戻申度次右衛門召連組頭猪左衛門罷出申度奉存候間此段乍恐以書付御届奉申上候猶又追而帰村右始末御届致可奉申上候以上

五料村

組頭小一左衛門[㊦]

弘化三年十一月

組頭九右衛門[㊦]

" □二右衛門[㊦]

" 源兵衛[㊦]

" 嘉左衛門[㊦]

" 猪左衛門[㊦]

縁切寺としての上州満徳寺

縁切寺としての上州満徳寺

五二 (三六一)

" 安之亟[㊦]

名主金左衛門[㊧]

" 平兵衛[㊨]

安中御役所様

差上申済口証文之事

一、板倉伊予守領分当国碓氷郡五料村百姓次右衛門奉申上候とら義今般御当山様江駄入離縁相願申上候ニ付私共一同御召出し相成候処御調中御日延一先婦村相願高梨子村百姓源吉伴夫柴吉方江示談掛合仕候処少々趣意金差出し然上者構無之離縁一札請取之示談内済相成誠ニ御威光与一同難有仕合奉存候然上者右とら儀次右衛門方江御下ケ被成下候様奉願上候此末とら身分ニ付何向様義出来候共少茂御苦難相掛申間敷候依之為後日差上申済口証文依而如件

板倉伊予守領分

当国碓氷郡五料村

百姓次右衛門

弘化三年 組合惣代権兵衛

午十一月九日名主組頭伊左衛門

徳川満徳寺様

御役人中様

乍恐以書付御届奉申上候

一、徳川満徳寺様江当村御百姓次右衛門娘とら離縁為願与駄入候ニ付高梨子村へ掛合候処示談行届候間当八日御届奉申上組頭猪左衛門次右衛門召連願下ケニ而罷出先達之御日延願上一先婦村仕高梨子村役人方江離縁掛合仕候処示談行届離縁一札請取候趣一札奉差上候御聞濟ニ相成御呼出し駄入人とら聊御下ケ被成下候ニ付引取[□]仕[□]帰村仕候依之奉差上候一札別紙写仕相添右始末乍恐以書付御届奉申上候以上

五料村

組頭小一左衛門[㊦]
〃 九右衛門[㊦]
〃 □二右衛門[㊦]
〃 源兵衛[㊦]
〃 猪左衛門[㊦]
〃 嘉左衛門[㊦]
〃 安之丞[㊦]
名主金左衛門[㊦]
名主平兵衛[㊦]

安中御役所様

以上のように、五通の書類から成っているが、第一のものは、次右衛門娘とらが離縁のため駈入った旨の寺側からの通知を受けたので、次右衛門や親類の者を連れて組頭等の関係当事者が満徳寺へ出頭するという届書である。その末尾で、追て婦村の上は、その始末について報告すると述べているが、その報告書に当るものが、第二の文書である。

この第二のものでは、一同が満徳寺に出頭し、寺側から、離縁になるよう取計らうから、まず当事者で夫方と交渉し示談が成立するように努力せよといわれて帰ってきた旨を、届出ている。

第三のものでは、夫方との交渉の経過を簡単に説明し、けつきよく乳呑子一人を妻方で引取つて世話することで示談がまとまり、離縁状を受取つたから、再び父親の次右衛門を連れて組頭等が満徳寺へ出頭し、女を引取り連戻してくる予定であることを、述べている。

第四のものは、寺方へ差出したいわゆる「济口証文」である。内容は、前掲の他の「济口証文」とほぼ同様で、交渉の経過を記した上で「少々趣意金差出」すということ以示談がまとまり、離縁状を受取つたから、駈入つた女とらを父親の次右

衛門方へお下げいただき、そして同女の身分については一切迷惑をおかけしない、という内容になつてゐる。

さいごの第五のものは、すべての手続が完了し始末がついたことの報告書である。

以上を通観して、村側ないし関係当事者側からみた事件の経過がよく理解されるが、ここにも「少々趣意金差出し」た事例があり、この現代の慰籍料に相当する「趣意金」は、離縁事件についてかなり一般的な慣行にまでなつていたのではないか、と思われる。

なお、幼児一人を妻方が引取る条件で示談になつてゐるのが、注意をひく。一般に離縁と子供の処置については、江戸期には、何となく男子は夫方へ、女子は妻方へ引取るという習慣がひろく行われたようで、「律令要略」にもその趣旨が現われてゐるけれども、奉行所で審理されるときにも常にそう扱われていたかどうかは、やや疑問である。

「公裁録」卷之六吟味物取捌方の事第一〇条によれば、「女房離縁いたし候節、男子は男江村女子は妻江村旨申儀、世上に而何となく申習候得共、奉行所に右之定等は無之、出入および候節は、男子に而も女子に而も、夫方江引取可申趣を以取計候、然共相對之上男は夫方は妻之方江引請候旨、熟談いたし候上は任其意候、右は先年三浦伊勢守が町奉行に問合挨拶に有之候」と記されている。これは、だいたい天明・寛政の頃のものらしいが、夫が引取るのを原則としながら、世上の一般的な慣習を考へて、相對熟談による解決をみとめてゐる。

いづれにしても、乳呑子だからといつて、妻が一方的に子供を引取ることを強制されるはずはないのであるが、このとらの事件で、子供を引取ることがとくに離縁を承知する条件として出されてゐるのは、さきの「趣意金」を差出すのと同じく、離縁——とくに内済にするためには、夫方の顔を立て、夫方の出した条件をのまなければならぬという妻方の不利な立場を、示してゐるのであろう。しよせん、縁切寺に駆入るにせよ、女の立場には不利な要素がつきまとつていたといつてよいのかもしれない。

(4) 群馬県松井田在住の関根平藏氏宅の所蔵にかかるといわれる旧家で、現在も、通称「お東さま」とよばれている。

(5) 石井・『江戸の離婚』二六頁参照。

二六 安中藩の役所に提出した文書の写しが、もう一組ある。天保三年(一八三三年)の同じく五料村百姓・嘉右衛門姉むつの一件書類で、これは交渉の結果、再縁——つまりもとのさやへ戻つたものである。したがって、離縁ではないけれども、内済示談の一事例として参考になるので、つぎに掲げる。

乍恐以書付御届ケ奉申上候

一、当村御百姓嘉右衛門妹むつ義拾ヶ年巳以前酉年下曾根小十郎様御知行所上磯部村松之助妻ニ縁組差遣し申候処心得違之筋有之候ニ付家内納方不宜去卯年秋中辶松之助義むつ召連弟嘉右衛門方江罷越申聞候儀者□之内預り異見差加へ返し呉候様一向相頼候ニ付任其意ニむつ義嘉右衛門方江預り是迄再縁之異見種々差加へ候処其儀不承知ニ御座候哉当月六日不斗嘉右衛門方罷出候ニ付所々相尋候処上磯部村隣村後ヶ村志免吉与申者方江参り候由承り候間早々志免吉方江罷越種々相掛合むつ義□与預ヶ置辶松之助兄和太五郎与申者方江右之趣為相知当時談ニ御座候処別紙写書奉差上候通徳川満徳寺々差紙至来ニ付組頭小一左衛門右之者召連罷出度奉存候此段乍恐以書付御届ケ奉申上候以上

五料村

天保三年辰壬

組頭小一左衛門

十一月

嘉右衛門

安之丞

九右衛門

源兵衛

惣兵衛

猪左衛門

名主平兵衛

縁切寺としての上州満徳寺

安中御役所様 " 金左衛門

乍恐書付以奉申上候

一、当村百姓嘉右衛門姉むつ義徳川満徳寺江為離縁駈入仕候ニ付御差紙至來仕候処当十五日御届ケ申上当人組合召連罷出候処御札有之被仰聞候義ハむつ離縁之義願候得共不義之様子承知致候得者早速離縁ニ相成不申候仍而寺法之通り親元江願下帰村仕共上磯部村後ケ村江立婦り承□付候様可致旨被仰聞候ニ付私共当惑仕申上候義ハむつ義ハ拾ケ年以前磯部村松之助妻差遣候処家内納方不宜候ニ付去秋中被預ケ候処当月六日風与罷出候ニ付所々尋候得共相知不申心当□之候ニ付磯部村統後ケ村志免吉方江相尋候処此人方ニ隠置候ヲ見付意見仕候得共当人不申同村松五郎与申者立合此人差添人ニ仕無抛志免吉方江預ケ置罷歸り候処其人方々駈入仕候得ハ當むつ村方江引取致置候間何卒御勘弁以後ケ村志免吉磯部村松之助右両之者共江御差紙ヲ以御呼被下直々糺之上事相歩候様御願申上候処直ニ御聞濟被下早速御召被下候処当人志免吉義風与出行衛相知不申候ニ付志免吉為代兄衆七与申者差添組頭三□両人罷出段々及掛合ニ候得共一向事相歩リ不申返々申訳無之日延願仕度候ニ而先方□願廿一日夕晦日迄十日之御日延ニ相成依而志免吉義兄衆七引請帰村次第尋出し磯部村五料村江急度趣意相立候様可仕候与申書面取置帰村願仕帰村被仰付候ニ付是迄之始末乍恐書付以奉申上候以上

天保三年

五料村

辰十一月廿五日

名主小一左衛門

安中御役所様

乍恐以書付御届奉申上候

一、当村御百姓嘉右衛門姉むつ義徳川満徳寺江為離縁駈入仕候ニ付御差紙至來仕先月十五日御届申上罷出候処同廿六日始末御届申上候通後ケ村志免吉方々磯部村夫松之助方江内济平段仕其上むつ儀異見仕再縁為致度候趣意ニ而示談相調候ニ付当村嘉右衛門方江茂右志免吉方々不行届儀段々託入候付承知仕候処右むつ儀願下ケ仕度候間徳川表江罷出願下ケ致呉候様相願候付当人召連組頭小一左衛門今十四日罷出度奉存候追而帰村右始末委致可奉申上候依之此段乍恐書付ヲ以御届奉申上候以上

五料村

天保三年辰

組頭小一左衛門

十二月

嘉右衛門

安中御役所様

- 〃 安之丞[㊤]
- 〃 九左衛門[㊤]
- 〃 源兵衛[㊤]
- 〃 惣兵衛[㊤]
- 〃 猪左衛門[㊤]
- 名主平兵衛[㊤]
- 〃 金左衛門[㊤]

差出申一札之事

一、五料村嘉右衛門姉むつ儀為離縁願与御当山江駈入ニ付嘉右衛門御呼出ニ相成御糺御座候処後ケ村志免吉与申者取斗ヲ以為駈入候儀与申立候ニ付同人並むつ夫上磯部村松之助様呼出相成候処志免吉行衛相知不申候ニ付同人組合村役人再応日延仕漸尋出下磯部村平左衛門扱ニ立入双方並松之助方承合行違之訳合夫々相分り再縁致候管ニ而一同申分無御座候熟談内済仕偏ニ御威光与難有仕合ニ奉存候むつ儀ハ嘉右衛門江御引渡ニ相成慥ニ引取申候此末如何様之違変出来候共少し茂御苦難奉掛間鋪候依而連印証文差上申処如件

安中領分五料村

天保三年

むつ弟嘉右衛門[㊤]

辰十二月十七日

組頭百姓小一左衛門[㊤]

下曾根金三良知行所上磯部村

当人代 和太五郎[㊤]

溝口八十郎知行所後ケ村

当人代 志免吉[㊤]
組頭伝兵衛[㊤]

縁切寺としての上州満徳寺

縁切寺としての上州満徳寺

五八

(三六八)

組合浜次郎㊦

役人 惣代 幸吉㊦

組頭

組合丑松㊦

下磯部村

扱人平左衛門㊦

満徳寺

御役人中様

前書之通写奉差上候以上

辰十二月

五料村

組頭小一左衛門

安中御役所様

乍恐以書付御届奉申上候

一、当村御百姓嘉右衛門姉むつ徳川満徳寺江為離縁願駈入仕候処当十四日御届奉申上候間扱人下磯部村平左衛門並上磯部村和太五郎後ケ村役人幸吉丑松同道ニ而徳川表江罷出むつニ再縁之儀異見差加へ候処屈伏仕依之右三ヶ村ヨ御請書差出願下ケ仕候処親元嘉右衛門方江むつ御渡被成下候ニ付昨廿日婦村仕上磯部村松之助方江むつ引渡申候ニ付右一件内済仕候間御請書写相添始末乍恐以書付御届奉申上候以上

天保三年

五料村

辰十二月

組頭小一左衛門㊦

安中御役所様

以上のとおり、この一件書類は五通の文書から成っているが、第一のものは、百姓嘉右衛門の姉むつという女についての事情を記し、同女が満徳寺へ駈入つたとみえて、寺方より差紙（呼出状）が来たので、組頭等の関係当事者で寺へ出頭する

という届書になつている。

このむつについては、心得違ひの筋があつてというふうに書かれているが、果して、第二の文書においては、満徳寺が同女の離縁をみとめない態度を示したことになる。むつに入寺をすすめたらしい志免吉という人物も現われて、交渉が難渋しているが、一応帰村したという事情を述べて、届出たものである。

第三のものは、けつきよく、むつが折れて元の夫方へ戻るといふ示談が調ひ、志免吉も詫入れるということが始末がついたから、願ひ下げのため、もう一度満徳寺へ出頭する、という内容である。

第四のものは、寺方へ差出した一種の「済口証文」の写しであるが、寺の御威光で事件が解決したと述べ、さいごにこの上の迷惑はおかけしないと結ぶ書き方は、前出の他の「済口証文」とはほぼ同じ形式になつている。

第五のものは、一切の始末が完了し、むつは夫方へ引渡した、という報告書で、結果的には再縁であるけれども、やはり内済になつたという書き方である。

このような一件書類でみると、女が離縁を求めて満徳寺へ駈入つても、取調べの上、その事情によつては、寺方で離縁をみとめない処置をする場合のあることが解る。惜しいことに、離縁を望んで満徳寺へ駈入つた同女の動機や主張が明らかでなく、また志免吉なる人物との関係も出てきていないけれども、夫方にはどうも離縁の責任原因がなかつたようである。最終的には、むつが再縁を承知して元へ戻るより仕方がなかつたのであろう。

(6) この一件書類も、前出とら一件書類と同じく、松井田・関根氏宅の所蔵にかかるものである。

五 結 語

二七 以上で、ひとまず内済示談の事例を中心とした満徳寺の考察を終る。もとより、満徳寺関係の資料は、右に掲げたもののほかに、まだかなり大量のものがあるが、先にも述べておいたように、内済示談の事例を中心に検討することで、縁切寺としての満徳寺の主たる機能はほぼ明らかになつたと思われるし、また既に予定の紙数をだいぶ超えてしまつていたので、すべての資料を紹介・検討するのは、他日の機会をまつこととする。

要するに、満徳寺が、東慶寺と同じように縁切寺としての機能を有しておりながら、その事件の扱い方や手続の運び方など——いいかえれば機能の現われ方——については、相当な差異もみられるわけである。

両寺の比較については、既に穂積博士や五十嵐氏の研究にも要領よく出ているし、私自身も本稿の各所で言及しておいたから、ここでまた再説する必要はあるまい。いずれ手持ちの全資料の整理が出来しだい、全面的な再検討を試みたいと考えている。

あ と が き

さいごに、若干の私事を書き加えることをお許し願いたい。

大学時代の私は、民法総論をはじめとして、親族法・相続法にいたるまで、民法の大部分を、小池先生から教えられた。当時の戦争中の緊迫した空気に併せて、その朗々たる名調子の講義は、今もなお私の耳に印象ふかく残っている。

小池先生の講義には、すべて先生の書かれた教科書を使用されたが、その関係で、私の民法学の勉強は、まず先生の教科書によつてなされることになつた。しばらく司法試験の受験勉強も志したので、当時の代表的な参考書——我妻・末川・石

田等諸先学の著書も読んだが、どんなときでも、小池先生の本が私の机上にないことはなかつた。

先生の本は、初めて読んだときの第一印象からして、何となくゴツゴツしたというか——率直なところ、必ずしも流麗とはいいかねるような感じを受けていた。その独特の文体から、学者としての先生は案外に気むずかしい一面をお持ちらしいと、私には感じられた。先生が、学界の通説や判例だからといって、けつしてこれを無批判に肯定するようなことはなさらず、むしろ私などには、あまりにカズイスティックなど思われるほどの異説を立てられるのも、あるいはその気むずかしさの現われなかつたかもしれない。

人情味ゆたかで義理固い先生も、こと学問上の問題となると、批判すべきところは十分に批判され、納得できないところには、いくらでも疑問を表明される——その真摯な研究態度から、私は、学問の世界のひろさ、きびしさを学んだのであつた。

ところで、今泉先生からは、意外にも、一度も教室で教えられたことがなかつた。しかし、法律鑑定部に入っていた私は、時折お見えになる先生から、主として演習や法律相談を通じてご指導をいただくことができた。たまたまフッサールを読んでいた私は、先生が「法学研究」に書かれた一連の現象学的研究を採り出して、よく解らないまま、新しい魅力を感じたこともあつた。

屈託のないお人柄のなかに、思いもかけず癡り性の一面を持たれる今泉先生は、情誼を重んじて、しかも情に流されない中正さを身につけておられる。私が学生だつたころ、先生は学生課の仕事をなさつておられて、当時クラス委員をつとめていた私は、勤労働員その他で何回も特別なお世話になつたことを記憶しているが、困つたときに先生のお知恵を拝借する習慣は、どうやらその頃からできてしまつたものらしい。

このように、学問と人生について、はかりしれないご指導をいただいた小池・今泉両先生に対して、ここに、未熟なもの

ではあるが、本稿を捧呈して、心からなる感謝の意を表したいと思う。論文名が「縁切寺……」とは、何とも語呂合せがわるくて気がひけるけれども、どうぞ縁が切れないで、今後とも変りないご教導・ご啓発をいただけるように、と念じている。

筆をおくにあたり、改めて積年の学恩を感謝し、両先生のご健康をお祈りするしだいである。